

諮問の背景、審議事項の概要

(1) 瀬戸内海環境保全基本計画推進の中での課題の指摘

瀬戸内海の環境保全の取組は、平成 12 年に変更した「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づいて推進してきた。中央環境審議会瀬戸内海部会では、この瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップとして、その進捗状況を確認し、基本計画に位置付けられた各目標の進捗状況に対する評価を行うとともに、今後重点的に取り組むべき課題の整理を行ってきた。

また、瀬戸内海の水環境の保全を一層推進するために必要な助言を得ることを目的として、「今後の瀬戸内海の水環境の在り方懇談会」を開催し、平成 23 年 3 月に「今後の瀬戸内海の水環境の在り方に関する論点整理」が取りまとめられた。

これらにおける指摘を踏まえた瀬戸内海の環境保全・再生のための適切な方向性の提示が必要となっている。

1) 瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップにおける指摘（抜粋）

【水質保全等に関する目標に対する評価】

- 国と地方とが適切に役割分担しつつ各海域において中長期的に目指すべき将来像を明らかにした上で、(中略)、その実現に向けた具体的なロードマップを提示する必要がある。
- 大阪湾については、瀬戸内海において特異な海域であり、特有の問題が生じていることから、これを区別して対応を検討する必要がある。
- 底層 D0 等の新たな指標の導入にあたっては、(中略) 目指すべき海域環境の将来像と整合性を持った全体的な見直しを検討する必要がある。
- 大阪湾以外の瀬戸内海において栄養塩類の不足による海苔の色落ちが発生しているとの指摘があるが、(中略) その解明に向けた総合的な調査研究を進める必要がある。
- 窒素、りん的环境基準が達成されている海域においては、栄養塩類の管理について検討を進める必要がある。
- 埋立てについては、より厳しい規制が必要との指摘もあり、基本方針を厳格に運用していく必要がある。
- 失われた藻場・干潟等の再生の取組は進められているものの、過去と比較して、まだ十分な再生がなされているとは言えず、海砂利採取の跡地等環

境の荒れた場も依然として残されており、(中略) 更なる取組を講じていく必要がある。

- 藻場・干潟といった浅海域は、(中略) 単にこれらの場を保全、再生、創出するということではなく、そこに棲む生物について十分に把握し、施策の効果を評価することが重要である。
- 各々の地域の特性に応じた多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる「里海」の創生を図る必要がある。
- より多くの自然とのふれあいの機会を提供できるような場の整備を積極的に図る必要がある。

【自然景観の保全に関する目標に対する評価】

- 人口減少に起因する島の荒廃が、(中略) 瀬戸内海全体の景観を含めた悪化につながっているとの指摘があり、「里海」の創生に向けた取組も活用しつつ、緑を含めた島しょ部の景観の保全を図る必要がある。
- 瀬戸内海には、なお多くの貴重な自然海岸が残されており、保全すべき地域を明確にして、これを積極的に保全することが重要である。
- 未利用のまま荒れた埋立地が一部にあり、一方で、それが様々な生物の生息の場になっているとの指摘もあり、(中略) これらの自然の再生を検討する必要がある。

2) 今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理

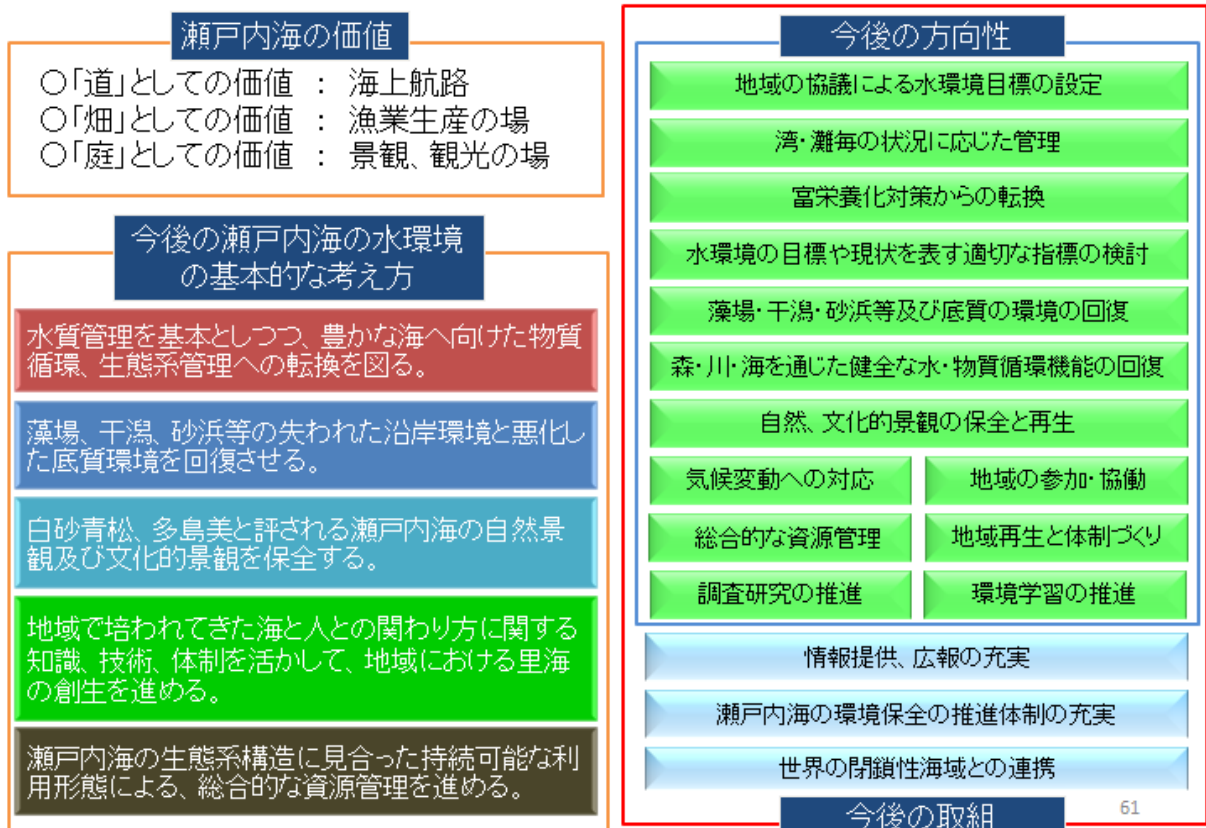
○瀬戸内海が抱える課題

人・物の流れの変化、瀬戸内海と人との関わり方の希薄化、海岸線形状の変化、水環境上の課題（赤潮、貧酸素水塊、貧栄養：栄養塩循環）、藻場・干潟の変化、生物多様性の低下：漁獲量の減少、地球温暖化による影響、沿岸・海洋ごみ、観光資源としての認知度

⇒ 瀬戸内海法が制定され、水質総量削減などの諸施策を、地方自治体を中心として企業、市民等と共に取り組んだ結果、水質は改善されてきている。

しかし、埋め立て等による藻場・干潟の減少、赤潮や貧酸素水塊等の発生、漁業生産量の低迷など、いまだに、多くの課題が存在しており、「豊かな海」へ向けて、新たな施策の展開が求められている。

今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理の概要



(2) 瀬戸内海的环境を取り巻く動き

前回の瀬戸内海環境保全基本計画の変更（上述）以降、10年以上が経過し、その間、瀬戸内海に関係する環境を取り巻く状況にも、さまざまな動きが生じている。瀬戸内海においてもこれらの動きを十分に踏まえ、新たな課題への対応が必要となってきた。

1) 第三次環境基本計画の策定(H18.4)

⇒ 今後展開する取組として「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」などが挙げられた。

2) 21世紀環境立国戦略の策定(H19.6)

⇒ 戦略策定から今後1、2年で重点的に着手すべき戦略として、藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出等総合的な取組を推進することにより、人々はその恵沢を将来にわたり享受できる豊饒の「里海」を創生することが位置付けられた。

3) 水質総量削減の在り方

⇒ 第6次総量削減基本方針では、大阪湾においては、環境基準の達成率が改善せず、大規模な貧酸素水塊の発生が続き、更なる水環境改善が必要とされた一方で、大阪湾を除く瀬戸内海については環境基準の達成率は良好であり、現在の水質を悪化させないという観点からの取組を実施することとされた。平成23年6月に策定した第7次総量削減基本方針においても、第6次の方針が継続された。

4) 今後の水環境保全の在り方について(H23.3)

⇒ これからの水環境保全・再生の取組に当たっては、特に、「地域の観点」「グローバルな観点」「生物多様性の観点」「連携の観点」を念頭に置いて個々の取組を進めていく必要があるとされた。

5) 海の再生に向けた総合的な取組

⇒ 水環境改善に向けた課題が多く残された大阪湾においては、関係行政機関等により平成15年7月に「大阪湾再生推進会議」が設置され、その再生のための「大阪湾再生行動計画」(平成16年3月)が策定された。

また、「全国海の再生プロジェクト」として、広島湾において平成18年3月に「広島湾再生推進会議」が設置され、「広島湾再生行動計画」(平成19年3月)が策定された。

6) 海洋基本法の制定(H19.4)及び海洋基本計画の策定(H20.3)

⇒ 基本的な方針として、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和が掲げられるとともに、生物多様性の確保等のための取組、環境負荷の低減のための取組及び海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進が位置付けられた。

7) 生物多様性基本法の制定(H20.5)及び生物多様性国家戦略の策定(H22.3)

⇒ 生物多様性国家戦略において、中長期目標や短期目標が設定されるとともに、「科学的認識と予防的順応的態度」など5つの基本的視点、「森・里・川・海のつながりの確保」など4つの基本戦略が示された。

また、平成22年の生物多様性条約締約国会議(COP10)において、生物多様性の状況の改善や生態系サービスから得られる恩恵の強化などの戦略目標として愛知ターゲットが設定された。

8) 海洋生物多様性保全戦略の策定(H23.3)

⇒ 海洋の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全して、海洋の生態系サービス（海の恵み）を持続可能なかたちで利用することを目的として、海洋生物多様性保全戦略が策定された。

(3) 審議事項

1) 瀬戸内海の目指すべき将来像

瀬戸内海の今後の目指すべき将来像（あるべき姿）具体化。

- 瀬戸内海における「豊かな海」とは何か
- 目標設定：どのような指標を用いるか
- どこまでの範囲を対象とするか

2) 瀬戸内海における今後の環境保全・再生のあり方の基本的考え方

目指すべき将来像（豊かな海）を実現するために、今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理で示された以下の5つの基本的考え方に沿って、何を行っていくべきか。

- 水質管理を基本としつつ、豊かな海へ向けた物質循環、生態系管理への転換を図る。
- 藻場、干潟、砂浜等の失われた沿岸環境と悪化した底質環境を回復させる。
- 白砂青松、多島美と評される瀬戸内海の自然景観と文化的景観を保全する。
- 地域で培われてきた海と人との関わり方に関する知識、技術、体制を活かして、地域における里海の創生を進める。
- 瀬戸内海の生態系構造に見合った持続可能な利用形態による、総合的資源管理を進める。